

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 26 日

石川県知事 殿

提出者

住所 石川県野々市市稲荷1-83

氏名 鹿島道路株式会社北陸支店 金沢営業所
所長 小浜周作

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-248-3474

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島道路株式会社北陸支店 金沢営業所
事業場の所在地	石川県野々市市稲荷1-83
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	年間完成工事高 50億円
③ 従業員数	78名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙、資料. 1による

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙、資料.2による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（5年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物		
	排出量	2,436.20 t	4.30 t	1.20 t	0.10 t	2.00 t	3.20 t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用、最終処分の抑制については個々の工事の特性を勘案し、産業廃棄物処理計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を策定し、実施する 									

【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物		
	排出量	2,500.00 t	5.00 t	5.00 t	1.00 t	5.00 t	5.00 t	t	t
	産業廃棄物の種類								
	排出量	t	t	t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の計画)									
<ul style="list-style-type: none"> 発生抑制：工法を検討し廃棄物の発生を最小限にとどめる。また、再利用できるものは建設資材として再投入するように検討計画する。 再生利用：現場内で再生できるものは現場で再生し、利用することを推進する。 									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)								
	<ul style="list-style-type: none"> 分別している産業廃棄物の種類：木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器、石膏ボードは工事現場に種類別のコンテナを配置し、分別に取り組んでいる。 								
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)								
	<ul style="list-style-type: none"> 分別の種類を細分化を図り、フレキシブルコンテナを使用することにより建設混合廃棄物の発生を抑制する。 								

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状									
【前年度（5年度）実績】									
産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物			
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
産業廃棄物の種類									
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> がれき類は、道路建築材料として積極的に再生利用している 									
② 計画									
【目標】									
産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物			
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
産業廃棄物の種類									
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の計画)									
<ul style="list-style-type: none"> 当社の主要廃棄物であるアスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊は中間処理で全て再生し、道路用資材として利用する 									

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状									
【前年度（5年度）実績】									
産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物			
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量									
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> 自社設備での産業廃棄物の中間処理による熱回収、減量は行っていない 									
② 計画									
【目標】									
産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物			
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00			
産業廃棄物の種類									
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量									
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量									
(今後実施する予定の計画)									
<ul style="list-style-type: none"> 自社設備での産業廃棄物の中間処理による熱回収、減量は行わない 									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（5年度）実績】									
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t
産業廃棄物の種類									
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t		t		t		t	
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> 発生した産業廃棄物を自ら埋立処分又は海洋投棄処分は実施していない 									
【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t
産業廃棄物の種類									
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t		t		t		t	
(今後実施する予定の計画)									
<ul style="list-style-type: none"> 発生した産業廃棄物を自ら埋立処分又は海洋投棄処分を実施しない 									

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（5年度）実績】														
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物							
	全処理委託量	2,436.20	t	4.30	t	1.20	t	0.00	t	2.00	t	3.20	t	
優良認定処理業者への処理委託量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t				
再生利用業者への処理委託量	2,436.20	t	4.30	t	1.20	t	0.00	t	2.00	t	3.20	t		
認定熱回収業者への処理委託料	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t				
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t	0.00	t				
産業廃棄物の種類														
全処理委託量		t		t		t		t		t		t		t
優良認定処理業者への処理委託量		t		t		t		t		t		t		t
再生利用業者への処理委託量		t		t		t		t		t		t		t
認定熱回収業者への処理委託料		t		t		t		t		t		t		t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t		t		t		t		t		t		t
(これまでに実施した取組)														
<ul style="list-style-type: none"> 工事現場から排出する産業廃棄物は、がれき類の占める割合が全体の99%、また、がれき類は100%の再生率で再生道路資材として再利用している 														

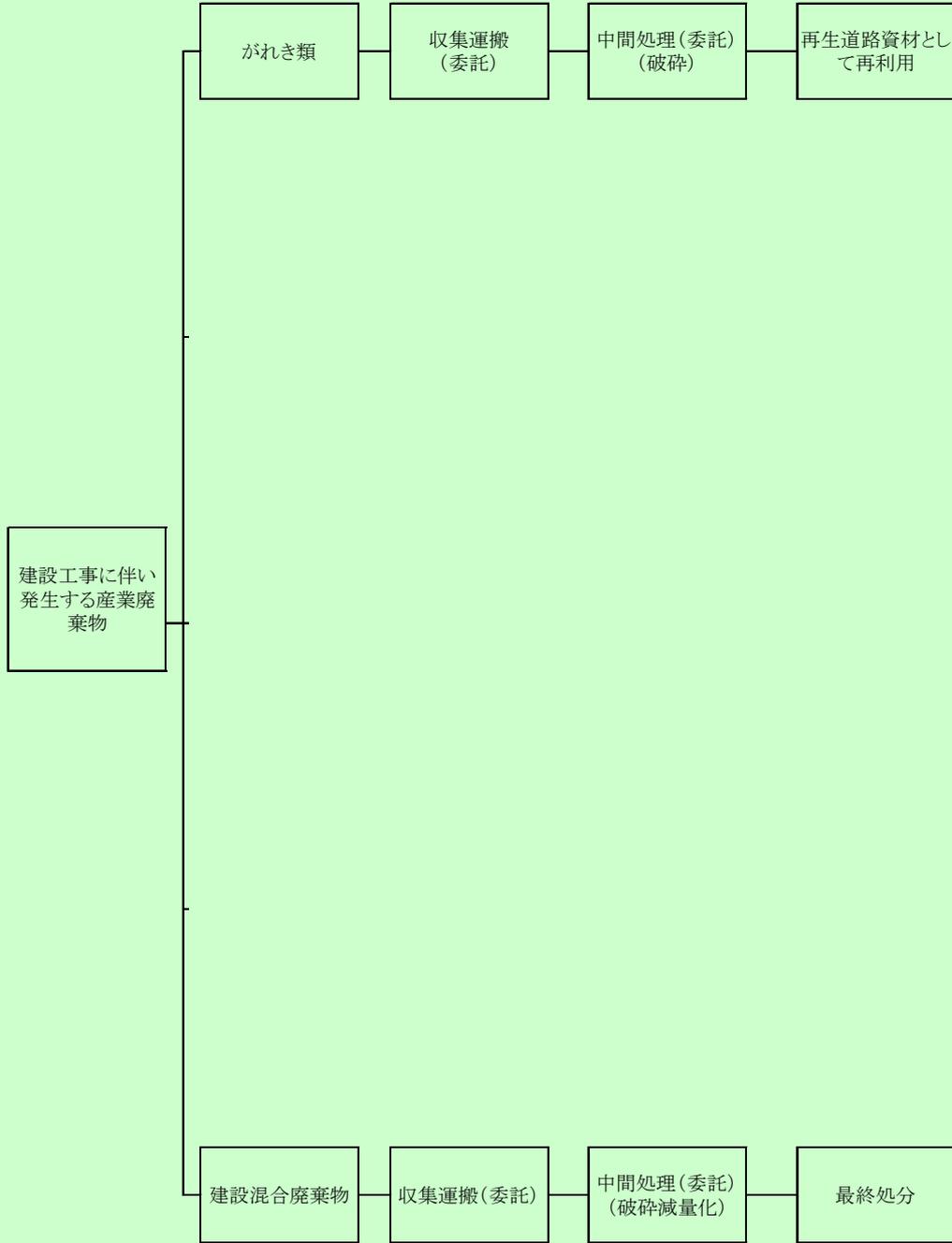
【目標】									
① 計画	産業廃棄物の種類	がれき類	汚泥	廃プラ	金属くず	木くず	建設混合廃棄物		
	全処理委託量	2,500.00 t	5.00 t	5.00 t	1.00 t	5.00 t	5.00 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	再生利用業者への処理委託量	2,500.00 t	5.00 t	5.00 t	1.00 t	5.00 t	5.00 t		
	認定熱回収業者への処理委託料	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t			
	産業廃棄物の種類								
全処理委託量									
優良認定処理業者への処理委託量									
再生利用業者への処理委託量									
認定熱回収業者への処理委託料									
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									
(今後実施する予定の取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ・当社の主要廃棄物であるアスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は中間処理にてすべて再生され有価物である道路資材として再利用する。すでに再生率は高率となっているが、混合廃棄物となって埋立処分となる割合を工事現場毎の分別の改善（分別解体の徹底等）により減量する。 ・ISO14001を平成12年7月25日に取得し、廃棄物処理も含めて環境活動を実施している。 ・当社規定の「建設副産物処理要綱」に従い、適正な建設副産物処理を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 優良委託業者の選定（産業廃棄物処理業者リストの調製） 委託契約書の確実な締結 マニフェスト管理の徹底 産業廃棄物処理計画書、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を作成し実施する ・ISO14001の環境方針等の情報の公開を行う。 									
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

第 1 面 産業廃棄物の一連の処理工程 について

資料. 1 産業廃棄物の処理工程



【本店】

社 長

産業廃棄物管理担当 代表取締役

・社長の任命による

本店建設副産物管理委員会

(委員)・生産技術本部長・総務部長・工事部長

・建築部長・技術部長・製品事業部長

・機械部長・安全環境部長

(担当部署)安全環境部

【北陸支店】

支店長

総括建設副産物管理者

・「執行役員支店長 内海 吾朗」社長の任命による

支店建設副産物管理委員会

(委員) ・支店長の任命による

(担当部署)事務部

【営業所・出張所】

営業所長・出張所長

営業所(出張所)建設副産物管理者

・複数可 支店長の任命による

現場建設副産物管理者

・複数可 営業所長(出張所長)の任命